



沢辺税理士事務所通信

平成 28 年 7 月 1 日号

NO.029

異議申立て・訴訟での救済・勝訴割合は 8.2%

納税者が国税当局の処分に不満がある場合は、税務署等に対する異議申立て、または国税不服審判所に対する審査請求という救済制度を利用する場合と、税務訴訟を起こす場合の 2 通りがありますが、このたび国税庁などが公表した、平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月までの 1 年間の異議申立て、審査請求、訴訟に対して**納税者側が救済、勝訴された割合は 8.2%**となったことが分かりました。

この 8.2%には、納税者側の主張が一部通った場合と全部通った場合の両方が含まれており一概には言えませんが、感覚よりも比較的高い数値だと感じた方も多いのではないのでしょうか？**正当な会計処理、事実等に基づく主張については、比較的救済される余地がある**ということだと思います。

ただ、救済制度や訴訟には相当の日数を要しますし、精神的負担等も計り知れないと思います。相談や事前照会の制度もありますので、できればその必要がないようにしたいですね。

すぐわかる！節税のしくみあれこれ

基本的な節税の方法、手法というのは限られています。そして基本的に単純でわかりやすいです。そうでないと、対策をした本人が、後で「どうしてこれをしたことが節税になるんだっけ」となることもあります。随時見直しができないようだと結局使い勝手が悪いです。時々、税法の隙間を利用したすごい節税方法を考え出すかしこい人がいます。でもそういったものは法改正で穴を埋められてしまったり、「租税回避」「行為計算の否認」などとしてクロにされてしまったりします。

個人事業の方の場合は、青色申告特別控除 + 青色事業専従者給与 + 小規模共済加入、の 3 点セットが節税の基本です。これを検討せずに他の節税を検討する、というのはいけません。制度を利用して特典を受け、(可能であれば)親族への給与支給で所得を分散し、小規模共済で老後資金を積み立てながら所得控除を取ります。**これが法人であれば、役員報酬の支給、法人契約生命保険、倒産防止共済なども絡めていきます。**

これらの節税方法がすぐれているのは、**お金が外部に流れない点**にあります。制度の利用にお金はいりませんし、親族への給与は家計が同じならばトータルのお金は減りませんし、積立金はいずれ自分の手元に戻ってきます。**資金流出がある節税よりも資金流出がない節税の方が優れている、というのが基本**です(全てではないですが)。交際費をパーッと使っても減税はできますが、お金は出て行きますし、そもそも経営的にどうなの？ってなりますよね。

もうひとつのポイントは、その節税が減税なのか繰延なのか、という点です。繰延という言葉は、専門家はあたりまえに使っていますが、ちょっとなじみのない言葉ですね。「今年払う税金を来年払うようにする」のが繰延です。先送りですね。税金が減るわけではありません。ただ、来年なら資金に余裕が出る、とか、今期だけ突発的に利益がたくさんでた、という場合には有効です。

沢辺税理士事務所 株式会社沢辺会計コンサルタント

〒732-0811 広島市南区段原三丁目3番27号 段原メディカルビル3階

TEL 082-236-3935 FAX 082-236-3936 HP: <http://www.sawabe-ac.jp>